

## 第34回くぬぎ山地区自然再生協議会【議事の経過の詳細】

日時 平成29年12月16日（土）  
13時30分～15時00分  
場所 狭山市役所 6階会議室

### 司会（狭山市：北田）

お待たせ致しました。ただ今から、第34回くぬぎ山地区自然再生協議会を開会致します。私は、本日の司会を務めます狭山市の北田と申します。どうぞよろしくお願い致します。本日の協議会は約1時間30分、午後3時までを予定しておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

それでは、会議の開会に当たりまして、当協議会の会長であります中島会長からごあいさつを申し上げます。会長、よろしくお願い致します。

### 中島会長

本日は、ご多用の折、ご参加いただきまして誠にありがとうございます。

早速ですが、まず、本協議会の開催がこのように遅くなってしまったことについて、その説明とおわびを申し上げたいと思います。

本年度につきましては、前回、昨年度の協議会で了承いただきました2点について活動していく予定でありました。具体的には、1点目、本協議会において埼玉県を実施者とするくぬぎ山地区自然再生実施計画の作成に着手すること、2点目としましては、県が指定権者とする狭山市、所沢市にまたがる10ヘクタールを超える地域の特別緑地保全地区の指定、この2点でありました。

協議会后、この2点について具体的な話し合いを詰めていく中で、まず、1点目の実施計画の作成について2つの問題が生じました。1つは、実施計画作成に入った段階で県が行った環境調査の内容が、実施計画の作成にふさわしい調査であるか否かということについて小委員会のメンバー等を中心に疑義が生じてしまいました。自然再生法に基づいて調査を行うということで、協議会で検討の上、調査内容を決めていくということであったのですが、その辺の手続きが踏まれていなかったということで、メンバーの中からこの調査で果たして実施計画の作成に生かすことができるだろうかという意見が出たということで、この話し合いを続けていったわけでありました。

このことにつきましては、調査内容を変更するなど、実施計画に生かせる調査に変更するという事など県が対応することにして、先に進めるということで、とりあえずスタートを切っているところであります。

2つ目は、当初、県が単独で実施計画を作成するとしていたところですが、県の内部の方

から3市1町も実施者とすべきではないかという意見が出てきたということで、このことについても話し合いが持たれました。なかなかこのことも結論が出ることなく、県単独ではなくて市町と一緒に作っていかうというところまで話が進んだところで、本協議会を開くということになりましたので、本日またご意見をいただければと思います。

また、2つ目、特別緑地保全地区の指定については、10ヘクタールを超える区域で2つ以上の市町が含まれる範囲については、県が指定権者となって特別緑地保全地区の指定が受けられるということで、この条件をクリアすべく、前回、協議会で範囲を示す地図をお配りしたと思います。その地図については、いろいろとありますので回収させていただいたもので、ちょっとご記憶も薄くなってしまったのではないかと思います。狭山市、所沢市にかかる範囲でありました。この地域の指定をすべく、所沢市と狭山市との話し合いを進めてまいりましたが、3者の調整に時間がかかって、このままではさらに開発が進んでしまうということで、スピード感を持って買い取りを進められるようにするには、まず、所沢市のエリアから特別緑地保全地区の指定を進める方が賢明であろうと、そういった結論に至ったということで、最初は県の指定で特緑の指定をするというような話でした。この協議会でもそのように進めるということで決定したのですが、そのことについてなかなか難しいので、所沢市さんのご尽力をいただいて、単独指定からスタートしようじゃないかという話で、運営委員会の方で進めていったような段階であります。前回本協議会です承いただいた、県を指定権者とする云々というところが変更になりますので、本日、この協議会で後ほど皆さんのご意見をいただきながら協議をしてまいりたいなと思っています。

今ご説明申し上げました2点について、本日協議会を開催するに当たりいろいろと話し合いを進めてまいったわけですが、いつも年2回の保全活動をしているのですが、今回は時間の関係でこの後提案差し上げる1回ということになってしまいます。夏の実施はかなわず、多くの市民の方が楽しみにしていた活動ができなかったことは、大変私としては申し訳なく思っておりますし、また、委員の皆さまにもやきもきさせるような思いをさせて大変申し訳ありませんでした。

この後、前回の協議会の内容を修正するような形で協議を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。あいさつにはなりませんでしたが、よろしくご願ひ致します。

#### 司会（狭山市：北田）

ありがとうございました。ここで資料の確認をさせていただきます。まず、資料の1枚目、次第でございます。次が、資料1、28年度事業報告、資料2、28年度収支決算書、資料3、29年度活動事業計画（案）、資料3-2、雑木林の若返り大作戦、その次が雑木林の若返り大作戦申込用紙、資料4、29年度予算（案）、参考資料1、設置要綱、参考資料2、運営細則、参考資料3、委員名簿、参考資料4、利用現況図、以上でございます。資料に不足がございましたら、お知らせください。

## 岩田委員

全国環境保護連盟の岩田といいます、私のところと運営委員の皆さんのところに前会長の勅使河原さんから、埼玉県が主導するくぬぎ山地区自然再生事業に関する公開質問状というのが送られてきています。これは、前会長というのは非常に重みがあると思うので、この公開質問状も、資料として今日出席の皆さんに配布をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

## 増田委員

ぜひお願いしたいと思います。生活協同組合・さいたま高齢協の増田と申します。個人的にといいますか、私も、勅使河原前会長からの資料いただきましたが、今日ご参会の協議会の皆さんに、ぜひ同じような立場で議論できるようにお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

## 司会（狭山市：北田）

委員の方からそういったご要望が出ているようですが、事務局の方はいかがでしょうか。

## 中島会長

すみません、私、まだ議長になってないので私が進行しちゃいけないのかなと思って、進行は司会者がやるのかなと思ってずっと黙っていたのですが、もうちょっとすると私が議長に任命されているのですが、先にしゃべっていいですか。

これも議事録に残ってしまいますが、今、資料ということで、私は頂いて持っているのですが、皆さんお持ちですか。お持ちでない方はいらっしゃいますか。ちょっと手を挙げていただきたいんですが。（挙手する者あり）ありがとうございます。7部ですね。

じゃ、これは最後のその他の項目でお話をする内容かなと思いますので、申し訳ないですが、ちょっとお持ちですよ。そしたらそれ、申し訳ないですが、7部でいいのかな、ちよっともう1回手を挙げてください。（挙手する者あり）8、9……10部。

## 事務局（狭山市）

それは今。

## 岩田委員

今、コピーしてください。

## 中島会長

先に進めておきますので、お願いします。

#### 事務局（狭山市）

はい、分かりました。

#### 中島会長

では、司会者戻します。

#### 司会（狭山市：北田）

大変失礼致しました。それでは、先ほどの資料につきましては、今、準備しておりますので、少々お待ちください。

議事に入る前に、注意事項を2点申し上げます。まず、1点目でございますが、発言をする場合はワイヤレスマイクをお渡し致しますので、議長より許可を得て、お名前を言ってから発言をしてください。次に、2点目でございますが、受付では本日の出席者総数の確認を行っております。途中で退席をする場合は、必ず事務局に伝えてください。以上でございます。よろしくお願い致します。

ここで、委員の変更について報告をさせていただきます。行政機関におきまして、平成29年度の人事異動により、川越市、所沢市、狭山市と埼玉県の委員が代わりましたので、紹介を致します。

川越市環境政策課長の富田委員でございます。

#### 富田委員

よろしくお願い致します。

#### 司会（狭山市：北田）

所沢市みどり自然課長の奥村委員でございます。

#### 奥村委員

今年の4月1日付で所沢市建設部公園課から環境クリーン部みどり自然課長に異動しました奥村と申します。どうぞよろしくお願い致します。

#### 司会（狭山市：北田）

狭山市みどり公園課長の丸井委員でございます。

#### 丸井委員

同じく今年4月1日から狭山市のみどり公園課長を仰せつかりました丸井と申します。どうぞよろしくお願い致します。

#### 司会（狭山市：北田）

埼玉県みどり自然課長の梅本委員でございます。

#### 梅本委員

同じく 4 月 1 日からみどり自然課長に着任致しました梅本と申します。本日はどうぞよろしくお願ひ致します。

#### 司会（狭山市：北田）

また、設置要綱第 8 条第 1 項により、退会の連絡がありましたので、ご報告致します。個人会員でありました久保田茲雄委員が、12 月 8 日付で退会されましたことをご報告致します。

それでは、これより議事に入ります。

設置要綱第 10 条第 2 項の規定により、議長は会長が当たることとされています。以降の進行は中島会長にお願ひ致します。どうぞよろしくお願ひ致します。

#### 中島会長

改めまして、中島です。よろしくお願ひ致します。

議事に入る前に、設置要綱第 13 条第 2 項に基づき、議事録署名人の選任を致したいと存じます。議事録署名人は、この会議において選任するものとされておりますので、よろしくお願ひします。

本日は、上田美枝子様と増田アツミ様にお願ひしたいのですが、よろしいでしょうか。

（兩名承諾の意思表示）

#### 中島会長

それでは、議事録署名人は上田様と増田様に決定致したいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

では、早速議事に入りたいと思っておりますが、先ほど私のごあいさつの中で申し上げましたように、今回、協議会がこんな時期になってしまったということ、おわびを申し上げたわけですが、県の方からも補足説明を一言お願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

#### 梅本委員

先ほど会長からお話もありましたが、昨年度の協議会で、県が実施計画を 29 年度作成するということと、特緑の指定について 2 市 10 ヘク以上ということで県が指定するということがあったのですが、その後、会長からも話がありましたとおり、今年度、その計画に必要な基礎調査である自然環境調査を実施しておりまして、それにとどまってしまって、

実施計画の本体の策定まで至れていないところでございます。その点、本当におわび申し上げます。

併せまして、自然環境調査の実施につきましても、協議会の皆様方に事前にご説明できなかったこと、併せておわび申し上げます。本当に申し訳ありません。それに伴って、今回このように、会長、副会長には、ここの協議会に至るまでの間、運営委員会のメンバーの意見の調整とかしていただいで進めてきたところですが、実際保全活動を楽しみにされていた方にとりましては、本来 2 回するところが 1 回になってしまったこと、まず、くぬぎ山地区の保全活動をしていくというのは、本当に大事な、時期の関係する、行政と団体と、また個人の方々で一緒にやっていくという、その保全活動が 2 回が 1 回になってしまったこと、本当に申し訳なく思っております。

今回、協議会ちょっと遅くなってしまったのですが、われわれとしても、先ほど申し上げましたとおり、実施計画を決して先延ばしにしているというわけではなくて、県としても実施計画の策定に向けて今年度から自然環境調査を実施しているという形で取り組んでまいっている所存でございますので、どうぞよろしくお願い致します。

## 中島会長

ありがとうございました。いろいろと協議をしていく中で時間がかかってしまったということでありまして、いよいよ今日ここで話し合いが進められるということで前に進むことができますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

次第の方を見ていただきまして、本日の議題はその他にも含めて 4 つですが、まず、今、私も、それから県からもお話しました (3) の特別緑地保全地区指定及び実施計画策定について、こちらを先に話し合った上で、平成 28 年度の事業報告、決算報告と 29 年度の事業計画や予算について検討してまいりたいと思いますので、その辺ご了解ください。よろしくお願い致します。

では、3 番の方から入りますので、よろしくお願い致します。

議事 3、特別緑地保全地区指定及び実施計画策定について、これから始めます。

特別緑地保全地区の指定関連について、私からお話を申し上げたいと思います。

先ほどのあいさつとも重なりますが、今年 3 月の協議会で、特別緑地保全地区の指定については所沢市、狭山市をまたがる 10 ヘクタールということでありましたが、狭山市の現状ではなかなか特緑の指定をすることが難しいという行政側の判断がございまして、私としては、できるだけ早く、今もたくさん売りに出ているという状況でありますので、できるところから進めていきたいということで調整をしておりました。

その中で、所沢市さんの方が、運営委員会やそういった話し合いの中で、それでは所沢の方から単独でも特別緑地保全地区の指定をしていく可能性はあるよというお話もいただきましたし、こちらからも所沢市さんの方にぜひそういった形でお願いできないかというふうにお話を申し上げました。そうしたところ、市長も含めて協議をいただきまして、

最初の協議会の決定は県が狭山、所沢のエリアを指定するということにはなっていたけれども、とりあえず所沢の単独指定でも進めていただけるというお話をいただきました。昨年度の決定の変更ということになるのですが、それで了解していただけるかということをお場でお諮りしたいと思います。

今説明した内容について、補足または質問等ございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

#### 奥村委員

所沢市の奥村です。決を取られる前に、所沢市単独で特緑をかける場合、既に4.7ヘクタール特緑かけてあるわけですけれども、その拡大予定地というか、拡張の予定地の再確認を皆さんにさせていただきたいなと思ひまして、資料を用意致しましたので、ちょっと配らせていただいてよろしいでしょうか。

#### 中島会長

それでは、所沢市の方が資料を用意してくださっていますので、配布を致します。よろしくお祈いします。

(資料配布)

#### 中島会長

では、資料行き渡りましたでしょうか。よろしくお祈いします。

#### 奥村委員

お手元に2つ資料が行ったかなと思います。そのうちの拡大予定区域案、こっちの大きな拡大した方の図面ですけれども、大体範囲的には、これまで狭山市さんと所沢市が2市にまたがって特緑をかけていこうと言っていた区域の所沢市分にそう変わりはございません。

ただ、この絵の一番北側になりますが、大きな土地で、1442の1という地番がありますが、ここが約1ヘクタール、大きな土地なんですね。この土地の3分の2は既に改変されております。改変されていない約3分の1を含んで以前は区域に入れていたのですが、ご覧のとおり分筆がされておられませんものですから、今後都市計画決定をかけていく上で区域界がとれないんですね。やむを得ず、前回3分の1ほどの樹林地が入っていたのですが、そこを除かせていただきました。

それと、増やした部分がございます。増やした部分につきましては、この図面を北側と南側に分けるとすると、北側の一番西側、1444の3、1444の1、この2筆がどうも改変の兆しがあるのかなというような、ちょっと出どころは申し上げられませんが、情報が入っておりまして、なるべく早く区域指定した方がいいだろうということで、ここを新たに加

えました。この2点が、今まで皆さんがご覧になってきた区域図と若干違うところです。

とにかく案でございまして、今後、地権者説明会を行い、改めて地権者の方々の意向を取っていきますので、果たしてこの区域案どおりいくかどうか分かりませんが、所沢市としましては、この区域から地権者説明会に入っていきたいと考えておりますので、この区域についても、本協議会の方で、この区域でいいたろうということで併せてご承認をいただきたいなと思いますので、よろしくお願い致します。

### 中島会長

資料を用意していただき本当にありがとうございます。これだけ広い区域を所沢市さんの方で指定していく方向で考えてくださっている、大変ありがたいことですが、このことを含めて何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、本当にありがたいなと私は個人的にも思いますが、前回の協議会では県の方が指定するという話を進めていきましたので、それが変更ということになりますので、皆さんの決を取らせていただきたいと思います。

では、特別緑地保全地区の指定については、前回の協議会で決定された県が狭山、所沢で10ヘクタール以上でかけるという決定を変更して、今回、所沢市さんがお示ししていただきました所沢市単独の特緑の指定を進めていただくということで了解いただける方は挙手をお願い致します。

(賛成者挙手)

### 中島会長

ありがとうございます。それでは、所沢市さん、本当にこれからとても大変な作業があると思いますが、ぜひよろしく願いしたいと思います。

この地図は回収した方がよろしいでしょうか。

### 所沢市

一応まだ地権者の意向が固まっておりませんので、変更になる可能性がありますので、回収をさせていただきます。申し訳ございません。

(資料回収)

### 増田委員

すみません、質問してよろしいですか。

### 中島会長

はい、何でしょうか。

## 増田委員

今回、所沢市分については分かりました。もともとの予定である狭山市分のところについては、今後どのような方向性を持つのかというところが、さっきからお話を聞いていてどうもよく分からないんですね。例えば今年度 29 年度でその方向性を出すのか、全く駄目なのか、現時点で分かる範囲のところを教えてくださいと思います。

## 中島会長

それでは、狭山市さんの方でお願い致します。

## 丸井委員

くぬぎ山の自然再生については大変重要な事業であるという認識は当然持っておりますが、今回、力及ばずで、担当者としても非常に申し訳なく思っております。

今回、特別緑地保全地区の指定の作業が進まなかった理由は幾つかございまして、まず、議論として、第 1 点目として出たのは、特別緑地保全地区としての線形といたしますか、私も 4 月からみどり公園課の担当ということで、3 月の協議会での図面というのをきちんとは見ておりませんが、聞くところによると、当時出された図面では、狭山市が予定していた特別緑地保全地区は、所沢市さんの特別緑地保全地区と点で接するような形状であったと。本来これと同じ地区の特別緑地保全地区として指定することが、まちづくり、都市計画の概念であるとか、くぬぎ山の全体構想、そういったものに照らし合わせて、本当にその 1 筆を加えるということが特別緑地保全地区として妥当なのかという議論がございました。

2 点目としては、今、県の方でも自然環境調査というお話がありましたが、そういった調査を実施した上で、ここは押さえておく必要性のある緑地だという、調査の後にそういった緑地の話を進めるのが本来の順番であろうと。

それと、もう 1 点は、予定していた土地については、既に自然再生事業地という形で取得済み、公有地化になっておりますので、これは市の行政財産でもありますので、未来永劫緑地から改変されることがないということは皆さんにお約束ができる土地でありますので、ここで急いで 1 筆だけ加えるということをしなくても、ある程度一団の緑地であるとかそういった構想がまとまった段階で、後追いで特別緑地保全地区へ編入していても遅くはないであろうという判断がございました。以上であります。

## 中島会長

ありがとうございます。いかがでしょうか、今の説明について。

岩田委員。

## 岩田委員

全国環境保護連盟の岩田といたします。今の狭山市さんの説明はお聞きしました。その部

分は分かったのですが、今回、私の方でもいろいろ調べたのですが、くぬぎ山地区の中心になるところが次々と最近改変されちゃっている、それが大体狭山市の地域に入っているところで、くぬぎ山の中心になるところですね。私も地図に書き込んだものを見てびっくりしたのですが、資材置き場が多いようですけれども、かなり重要な部分が、中心になるところが改変されちゃっているということで、何とかこの狭山市の特別緑地保全地区の指定を早くやってもらいたいと思います。一刻も猶予がならないと。そうしないと、このくぬぎ山全体の保全を図るという意味でも手遅れになってしまうということを強く感じます。重要性和緊急性が高いので、この狭山地域の平地林については、今のあれは分かりましたが、狭山市さん自身の財源的なことも厳しいという話も聞いていますので、私としては、県にぜひ積極的に買い取りに関して予算措置を講じていただきたい。

条件としては、県の都市計画決定をする場合の条件、それから特別緑地保全地区に指定する場合の条件というのがありますが、10ヘクタール以上と2市以上というあれがありますが、財源的にはぜひ県知事の英断を期待したいと思います。県の予算、私は、ないということはないと思うんですね。特に自動車税等で非常に予算があるという話も聞いておりますので、ぜひその財源を講じて積極的に看板政策としてこのくぬぎ山の核心区域の保全をする措置を講じていただくということが必要だと思います。

所沢市さんは本当に積極的で、先ほどの話もうれしい話で、応援をぜひしていきたいと思いますが、この狭山地域に関わる問題は、本当にこれ、このままでは大変なことになってしまうと思いますので、県のイニシアチブを期待したいと思います。特に知事の英断ですね。

ということで、そこら辺は埼玉県さんどうなのでしょう。私、神奈川県に住んでおまして、本当に積極的です、神奈川県は。鎌倉に私は住んでおりますが、どんどんこの特別緑地保全地区を拡大しています。これ地権者も大喜びで、積極的に協力しておりまして、年々保全地区が拡大しております。それに比べて埼玉県は、当初はくぬぎ山も、私もこれずっと見てきたのですが、15年以上この協議会がありながら、なかなか前へ進まないというのは大変憂えています。そういう意味で、県のイニシアチブということが一番ここで問われると思いますが、いかがなものでしょうか。

#### 中島会長

今、県にいかがでしょうかという意見がありました。今、答えられる範囲で結構ですので、ちょっとお願いしたいと思います。

#### 梅本委員

狭山地域、開発進んでいることは私としても把握しております。知事の方にもその状況というのは報告しております。今、委員からもお話があったとおり、積極的に関わるということで、委員さんが意図しているところは、おそらく県が2市10ヘク以上であれば特

緑に県が指定するわけですが、委員さんがおっしゃるところは、狭山市さんの財政状況もありますし、県も自動車税を財源としたみどり基金というのがあるので、それを使って独自に公有地化していけないかということだと思います。

確かにそこは、今おっしゃったとおり知事の英断をとるところなので、くぬぎ山地区の保全の重要性というのは、もちろん担当課であるわれわれから知事にもご報告しているところでございます。その上でみどり基金の財源を使ってどこまで取り組むかというところは、今、委員さんからもあったとおり、ある意味知事の考えがどうなのかということだと思いますので、そこは知事から回答する、追ってというか、今ここでということではなくて、そういう形をとらせていただきたいなと思っているところです。

先ほど委員さんがおっしゃった勅使河原委員の意見書の件ですが、知事宛てに来たものでありまして、われわれとしては中身については聞いております。状況というのはもちろん報告しておりますが、その上で知事がどう回答するかというところは、知事のご判断ということもあるのです、その回答にも関わるところなのかなと思うので、私からの回答は、今日はそこでとどめさせていただきたいと思います。すみません、会長、それでよろしいでしょうか。

#### 中島会長

ありがとうございます。一応資料、皆さんもご覧になっていると思いますが、参考資料の4、土地の利用現況図というのを見ていただくと、所沢市さんと接する狭山のこのエリア、赤の斜線が入っているところが、新たに29年4月以降に改変された箇所ということで、中心エリアがむしばまれているというのが現状です。ここからどんどん広げていくというような形で考えているような動きもありますので、速やかな対応といえますか、時間がないなというのものもあるかなと思いますので、ぜひその辺のところお願いします。

また、今、知事の英断をとという話がありましたが、できれば私たちも知事と直接会ってお話する機会があればいいのかなと思っていますので、ぜひそんな機会をつくっていただければと申し添えておきます。

それ以外に何かありますでしょうか、ご質問、ご意見等。

それでは、先に進ませていただきます。何か思いついたことありましたら、最後に少し時間をとりたいと思います。

続きまして、実施計画の策定について協議してまいりたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、運営委員会の中で、実施計画の作成者については、県と3市1町でやっていったらいいのではないかとということで話し合いは進んでおりました。3市1町と県と、5者で1つの実施計画を作成していくという形、前回は県が単独でつくっていくという話だったのですが、そこにそれぞれの市町も予算を出し合って1つの実施計画を作成していったらいいのではないかとという話になりました。そういう形で実際進めていっていかどうかということですが、その辺についてご意見はございますでしょうか。

## 須永委員

埼玉県生態系保護協会の須永です。今、会長の方から、これ来年度ということなんでしょうかね。実施計画を県市町 5 者でつくるというお話がありました。この間、所沢市の方では大変ありがたい話ですけれども、特緑のところを増やしていただくと。それについてはこの前に承認されて進んでいくということがあるわけですが、そういうこととの関連の中で、隣接する中心的な狭山市のところの扱いをどうするのかと。

私も、去年、一昨年と運営委員会あるいは小委員会で、くぬぎ山をなるべく広く全体として保全するためにどうしたらいいのかということで、いろいろ意見交換等もさせていただいていた経緯があるものですから、所沢市については非常にありがたくて、それをぜひ積極的に進めさせていただきたいということですが、狭山市については、今お話がありましたように、若干これから議論が重要になってくるのかなと。

特に運営委員会等でも、狭山市については財源の問題が非常に大きくて、なかなか厳しいというお話も聞いていたので、それと併せて、今、県の方で自動車税等の財源も含めてと。それについては、課長さんの方から知事がどう判断するかというお話もありましたので、そういったもろもろのことを考えると、所沢については、特緑を柱とした実施計画をつくるというのも前から議論になっているところですので、そういう意味で、所沢市が特緑を核とした実施計画を先行してつくっていただくということ、それと先ほどお話がありました 10 ヘクタール以上で 2 市にわたってということだと、県が主体となって都市計画決定をして特緑をかけていくということが制度上可能ですので、財源も含めてそういったことを実施計画として第 2 弾で考えていく、それが狭山地域も含めて保全を進めていく上で、現実的、あるいは現時点では有効な手段ではないかなと思います。

具体的に、県の方が財源も含めて買い取りの請求があったときに買い取っていくというようなことだと、従来の覚書と違うものですから、その意味も含めて知事の判断がおそらく必要だということと、狭山市の財源が県の方に担ってもらおうということの中で了解していただけるのかと、そういう問題もあると思いますので、実施計画の作成というのはそういう今後のことにも関わってくると思いますので、今の時点で 5 者全体だというような枠組みを決めるよりも、所沢市がまず先行して進めていただいて、それ以外についてはもうちょっと議論を深めた方がいいのかなと思います。

## 中島会長

運営委員会の中では、152 ヘク、3 市 1 町全体の実施計画を一気にドーンとつくっていくような形で進めていったらどうかと、運営委員会の中でそんな話をしていたのですが、今、須永委員の方からは、それよりは、今、特緑の指定をするのが所沢単独になった以上、実のあるところ、実際に公有地化を進めていこうというところから、実施計画をそれぞれつくっていくような形の方がいいのではないかというご意見であります。

実施計画については、別に全体で 1 つドーンとつくらなければいけないということでは

ありませんので、それぞれの市が別々につくったり、あるいはエリアごとにつくるということも可能ですので、今、須永委員が話をしてくれたような形で実施計画をつくることも可能だという提案ですね。

その辺のところどうでしょうか、ほかにご意見をいただきたいのですが。実施計画の作成に当たっては、ドーンと 1 つつくるということではなくというような提案だったと思いますが、いかがでしょう。

はい、お願いします。

### 増田委員

さいたま高齢協の増田でございます。今、須永さんの方から出された案に私も、できるころといいですか、一刻も待てない状況、われわれ市民から見ますと、くぬぎ山が、今、資材置き場にされるような、どんどん拡大していくという状況を考えると、できるころからしていくという、今回所沢市の英断があったということで、須永委員さんの意見に私も賛成したいなと思います。待っていたらなかなか進まないのかなという危惧もあります。これは誰が悪いとかいいとかではなくて、なかなか難しい問題、できるころから一つ一つやっていくという方法もあるのではないかと思います。

### 中島会長

ありがとうございます。どんどん意見がありましたら、行政の側からも意見を出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

### 梅本委員

県のみどり自然課でございます。これまで運営委員会の場では、その 152 ヘクタールをつくっていくということで、それに向けた基礎調査として自然環境調査をやっているところではございます。

須永委員がおっしゃった、所沢市の特緑を核とした実施計画、所沢市につくってもらいたい意見だったかと思います。そういうのもあるとは思いますが、くぬぎ山地区というのは、所沢市以外、先ほど申し上げたとおり、狭山地域まで改変が進んでいるという中で、今回、所沢市がその部分について計画をつくるという形ですと、ある意味ほかの地域のところの方が、自分のところの実施計画はできないのか、うちができないということは一歩遅れてしまっているのではないかと、売ってしまう方がと考える方も出てくる可能性もある中において、もちろん中身として第 1 弾の実施計画が所沢市の特緑地域をメインとした計画ということはあるかもしれません。

ちょっと今、まだ実施計画の策定に入れていない段階で何とも言えないと思いますが、ただ、くぬぎ山地区というのは、この 152 ヘクタールの部分について自然再生を進めていくんですよということは、やはり示す必要があるというか、実施計画というのはその大前

提としてそういうことも含めて最初つくらなきゃいけないのではないかなという思いもあります。

なので、あくまでも県と3市1町にまたがるエリアについての実施計画という意味で、策定者を所沢市に限らず、県と3市1町の方がいいのではないかなと思っているところです。ここは中身とも関連するので難しいところだと思いますが、県としては、あくまでも県と3市1町でつくっていくというところで考えていきたいなと思っています。

#### **中島会長**

ありがとうございました。今、意見が割れていますので、運営委員会の中でもまだきちっとその辺、今出てきた意見については練り上げていませんので、ここで今日決を取るというわけにはいかないと思います。その上で、この後また運営委員会を開いて話し合いを進めていくに当たって、皆さんの意見を出していただいた方が、その話し合いが進むかなと思いますので、この件について、個人的な意見で結構ですので、何か言っていただければいいかなと思います。よろしくお願いします。

#### **横山副会長**

県としては、一緒にやるという形になったときに、実施計画を実際実施できるような形になるのは何年というふうに考えているのか、何年後にこういうふうになるんだということを示していただけないでしょうか。

#### **中島会長**

お願いします。

#### **梅本委員**

実施計画策定案を示すのがということですか。

#### **横山副会長**

示した後、実際に実施が始まるという形のところです。

#### **梅本委員**

その実施計画というものが、まずは実施作成者がいて、案を作成するわけですがけれども、もちろん法律に基づいて協議会にも協議する必要があると思っています。そこから先、地権者の方にも、もちろんこういう計画ですということをお示ししていく必要があるのではないかなと思っています。われわれとしては、来年度予算作業も、県も3市1町も始まっている中で、ちょっと見切り発車になるかとは思いますが、県と3市1町で実施計画のための予算要求をしているところです。その上で実施計画の案を協議会にお示しするの

は、来年度のどこかでできればと考えております。

その先については、もちろんその協議の状況や地権者の交渉によって変わってくるところなので、早ければというか、来年度いっぱい策定して、例年 3 月に協議会を開催していると思いますので、仮にその場で協議をして、いいですよという形に順調になったとして、その上で、中身にもよるかもしれませんが、もちろんその中身というのは地権者の方にもお示ししていかなければならないと思っています。地権者の方に了解が得られた後、それは実施計画となって実施に至るものだと思っています。

なので、どんなに早くても協議会にお示しするのは来年度中というところかなと、そこから先はちょっと正直何とも言えないというところですよ。

### 中島会長

今の横山副会長の質問は、その実施計画ができ上がった後、それが計画どおり完了するのはどれぐらいをめどに考えているかということですよ。そう考えると、現在の特緑の指定がなかなか難しいと言っている市町村については、かなり予想が不可能という状況かなと思いますね。

### 足立副会長

言っているんですか、控えますか。

### 中島会長

じゃ、そこそこで。

### 足立副会長

運営委員会でもめました、この件は。正直なことを言うと、実施計画に関してはきちんと協議会にかけてほしいと言ったら、県の担当者は、これは覚書の中なので協議会にかけると必要ないという言い方されたんですね。

今、市町に面積に関係なく同じ金額の予算をとってほしいというお願いを県がしていますが、とれなかったらどうするんですかと言ったら、担当者は補正でとってもらおうと言っていますよ。補正でもとれなかったらどうするんですかと言ったらお返事がなかったの、私は、所沢がこれだけ頑張ってくわいいういい形を示してくれたのだから、まず所沢からかけていただいて、あとは、その後みんなできっちり検討していかないと間に合わないという気が致します。以上です。ほどほどにしました。

### 中島会長

ありがとうございます。ということで、実際にまだ意見としては、先ほどお話しした 5 者が 1 つの 152 の大きな実施計画を作成するのか、それとも今あるところから徐々にスター

トして増やしていくのかということについて、意見が割れているということですので、今いただいた意見を集約しながら、もう一度運営委員会で話し合っていきたいと思っておりますので、運営委員の皆さまもよろしいでしょうか、その辺のところは。ご了解いただけますか。

#### 岩田委員

ちょっといいですか、1点だけ短く。今、足立委員の方から出た問題で、ちょっと私は聞き捨てならないと思うのですが、実施計画は協議会と協議する必要はないと県が言ったとしたら、それは重大な法違反です。自然再生推進法は、実施者は自然再生事業実施計画を策定するとなっております。これはきちんとした自然再生推進法に基づいてやっているわけで、ここに推進法ありますけれども、それに協議会の設置についても位置付けられています。

その中で一番重要なのは、平成26年11月に閣議決定していますが、自然再生の実施計画については、自然再生事業の対象となる区域とその周辺における自然環境及び社会状況に関する事前調査の実施並びに自然再生事業の実施期間中及び実施後の自然再生のモニタリングに関して、きちんとその時期、頻度等具体的な計画を記載することとし、その内容については協議会において協議すること、これ閣議決定されているんですね。

ですから、閣議決定されているのに、協議会と協議する必要ないというのはおかしいですよ。それ県が法にのっとってないです。ですから、もう一度これをきちんと確認していただいて、これは法にのっとってやっているの、しかも閣議決定の中に、実施計画の策定に当たっては、協議会において十分な協議の結果を踏まえて行うことと書いてありますよ。協議会に諮る必要ないなんてもし県が思っているなら、全くそれは筋違いであって、法違反です。ここ、ちゃんと閣議決定の資料もう1回見てください。ちゃんと協議会に諮ってきちんとやっていただきたいと思えます。

それで、先ほどの議論に戻しますが、とりあえずそういう状況なので、これは議論が分かれたと中島会長も言われたので、もう一度原点に戻って議論をするということで、今日は決定はしなくて今後の課題にしたいと思えますが、もう一度原点に戻っていただきたいと思えます。

#### 中島会長

では、県の方で。

#### 梅本委員

すみません、1点だけ、協議の点です。先ほど横山副会長からご質問ありましたときに、私からも、法律に基づいて協議会に協議することとなっておりますのでと申し上げたとおり、県としても協議する認識であります。ただ、担当者がどういうふうにお伝えしたか、もしかしたら誤解があったのか、言ったことが間違っていたのかということあると思ひ

ますが、この場で私から先ほど説明したとおりというのが正しいでしょうか、委員さんからも今いただきましたけれども、私も、法律、閣議決定も読んでおります。協議しないというのは違反だということは十分認識しておりますので、そこについて協議が必要という認識はありますので、ちょっとそこだけ今ここでお伝え申し上げます。中身については、また運営委員会の方で、皆さんでご議論必要なところかなと思いますので、よろしく願い致します。

#### 中島会長

ということで、いろいろ……はい、じゃ、どうぞ。

#### 福山委員

今、課長さんの方からそのお話があったのですが、この前計画された環境調査そのものが法にのっとってなかったわけですね。計画されたということは、あの環境調査。それはなぜだったのですか。法にのっとってやらなかったことについて、そのことをそのままにして、今後は法にのっとりますということなのかどうか分かりませんが、なぜ法にのっとらないでああいう環境調査を実行したのですか。その辺の反省というか、経過というか、そういうのをちょっとお聞きしたいですね。幾ら言葉で、もちろんこの法律、閣議決定等を読んで、守りますと言っても、実際に破ってきていますよね。それについてなぜそういうことが起こって、今後はそういうことはしませんという、そういうことを分かりやすく話していただきたいですね。

#### 中島会長

なかなか難しいとは思いますが、運営委員会の中ではそれなりに説明していただいているのですが、ちょっと協議会の場で簡潔にお願いします。

#### 梅本委員

すみません、先ほど申し上げたのですが、自然環境調査については、実施計画を策定する基礎調査としてやっているものでございます。内容については、実施計画の中に入れていくものになります。その入れていくもの自体については、今後協議させていただこうと思っております。

調査をするということ自体、昨年度実施計画を29年度作成するという話があった後、県の方で予算要求をしたところでございます。実施計画の策定に当たっては、その作成の最初の一步として自然環境調査が必要であるという認識があったので、自然環境調査の予算を県としては要求して、確保して、29年度取り組んだところだったのでありますけれども、今年度私も4月に来て、その後協議会の皆さま、運営委員会の皆さまと話をする中で、そこについては、29年度実施計画本体の策定というところで協議会としては考えていたとこ

ると、県としてはまず自然環境調査をやるというところの認識にそごがあったのかなと思っております。そこは県として説明不足だったと思っております、そこは本当に申し訳ないと思っております。

調査の中身自体については、先ほど会長からもありまして、運営委員会からいただいた意見も踏まえまして、一部変更も加えているところです。われわれの調査の内容、中身、また、本体の策定に当たっての基礎調査と考えておりますけれども、いわゆる自然推進法で言うところのモニタリングですとか、計画の中において中間調査ですとかそういうことを示すこととなっていると思っておりますが、それについては、実施計画の中身を協議いただく中で皆さまに協議させていただきたいと考えているところでございます。

今回、自然環境調査を事前にご説明しなかったことについては、本当に申し訳ないと思っております。

## 中島会長

なぜそういうことが起こったのかという質問だったのですが、担当が代わったところで細かいところもよく分からない部分もあるということなので、今後、十分その辺は注意してやっていくということで話しておりますので、ここのところはお勘弁願うということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、今の実施計画の手段については、今後継続ということにしていきたいと思ひますので、先に進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、議題の方、前に戻ります。議事の1ということで、平成28年度事業報告及び決算報告についてでございます。事務局、お願ひします。

## 事務局（埼玉県：間仁田）

県みどり自然課の間仁田でございます。よろしくお願ひします。

それでは、平成28年度事業報告と決算について、事務局より報告致します。

資料1、28年度の事業報告をご覧ください。

第32回協議会、平成28年7月30日土曜日13時30分から、所沢市役所において開催しました。出席者は20人、議題として平成27年度決算報告等が上程され、全ての案件が承認、議決されました。

第13回保全管理活動、平成28年10月2日日曜日10時から、狭山市及び所沢市内の公有地において実施しました。参加者は104人、このうち一般参加者は76人、下草刈り等管理作業を行いました。

第14回保全管理活動、平成28年12月18日日曜日10時から、狭山市及び所沢市内の民有地及び公有地において実施しました。参加者は105人、このうち一般参加者は81人、下草刈り等管理作業を行いました。

第33回協議会、平成29年3月4日土曜日13時30分から、三芳町立中央公民館におい

て開催しました。出席者 20 人、議題として役員の選任等が上程され、全ての案件が承認、議決されました。

続きまして、資料 2、平成 28 年度収支決算書をご覧ください。

まず、収入ですが、1、補助金・負担金、予算額 80 万円、決算額 80 万円、増減 0 円、県、川越市、狭山市、所沢市及び三芳町からの補助金です。

2、雑入、予算額 0 円、決算額 2 円、2 円の増、預金利子です。

続いて、支出ですが、項目ごとに主な費用について報告致します。

1、通信費、予算額 7 万円、決算額 4 万 1,000 円、2 万 9,000 円の減、内容は、協議会や保全活動等の開催に伴う通知の郵送料、切手代です。

2、資料作成費、予算額 3 万円、決算額 0 円、3 万円の減、特に資料作成費の支出はありませんでした。

3、議事録作成費、予算額 12 万円、決算額 6 万 9,056 円、5 万 944 円の減、本日も行っていますが、専門業者さんによる協議会の議事録の作成費用となります。

4、保全活動費、予算額 16 万円、決算額 9 万 2,276 円、6 万 7,724 円の減、仮設トイレの設置費、参加者の傷害保険料、看護師への謝礼等になります。

5、広報活動費、予算額 40 万円、決算額 24 万 680 円、15 万 9,320 円の減、保全活動への参加者募集チラシ「みんなのくぬぎ山」の印刷費です。

6、予備費、予算額 2 万円、決算額 0 円、2 万円の減、特に予備費を充当するような支出はございませんでした。

最後に、7、補助金・負担金精算費、予算額 0 円、決算額 35 万 6,990 円、35 万 6,990 円の増、補助金の精算に伴う県市町への返戻金であります。

以上、収入予算額 80 万円、収入決算額 80 万 2 円、支出予算額 80 万円、支出決算額 80 万 2 円、平成 28 年度くぬぎ山地区自然再生協議会収支決算として報告致します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

## 中島会長

続きまして、監査結果を監事から報告をお願いします。

要田監事、井上監事、よろしく申し上げます。

## 井上監事

監事の井上です。平成 29 年 6 月 20 日に、県庁にて監査を実施致しました。帳簿、伝票、領収書等確認しました。結果、適正に処理されておりましたので、報告させていただきます。

## 中島会長

要田さん、お願いします。

## 要田監事

監事の要田です。平成 29 年 6 月 16 日、所沢市役所にて平成 28 年度収支について監査を実施し、会計、帳簿、伝票などを確認した結果、適切に処理されておりました。

以上をもって監査報告とさせていただきます。

## 中島会長

ありがとうございます。それでは、監事の意見を踏まえて、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

では、平成 28 年度事業報告及び収支決算報告について承認する方は挙手をお願い致します。

(賛成者挙手)

## 中島会長

ありがとうございます。続きまして、議事 2、平成 29 年度事業計画及び予算案についてです。事務局お願いします。

## 事務局（埼玉県：間仁田）

それでは、平成 29 年度事業計画と予算案について説明します。

資料 3、29 年度の活動事業計画（案）をご覧ください。

1、くぬぎ山地区自然再生協議会事業計画についてですが、これまでに 3 回運営委員会を開催しておりまして、本日協議会を開催しております。

今後の計画として、1 月 28 日に保全管理活動、2 月 8 日に運営委員会、そして 3 月 3 日に協議会を開催する予定となっております。

2、協議会主催による平地林保全管理イベントの開催についてですが、1 月 28 日の日曜日 10 時から 14 時まで実施する予定となっております。次のページに募集チラシの案を添付しましたので、詳細についてはそちらをご覧ください。

3、これまでの協議会イベント開催時における保全管理ボランティアの推進についてですが、これまで協議会主催で保全活動を行った地区について、引き続き関係団体等に日常的なボランティア活動を推進します。

4、その他についてですが、実施計画策定及び特別緑地保全地区指定に向け、県及び 3 市 1 町との調整を引き続き行います。

続きまして、資料 4、29 年度の予算（案）をご覧ください。

まず、収入ですが、昨年度と同額の 80 万円としております。例年どおり、半分の 40 万円を県が負担し、残り 40 万円について 3 市 1 町がくぬぎ山地区の面積割合により案分した額を負担します。

雑入については、若干の収入も見込まれますが、少額のため 0 円としております。

続いて、支出でございます。1、通信費については7万円、郵送料等を見込んでおります。

2、資料作成費は3万円、封筒や文具等を見込んでおります。

3、議事録作成費が8万円、専門業者さんによる協議会の議事録の作成費用となります。

4、保全活動費は16万円、1月に予定している保全活動のための仮設トイレの設置、ボランティアに係る傷害保険料、看護師への謝礼金、その他保全活動に係る消耗品等でありませ

5、広報活動費は40万円、当協議会の広報紙である「みんなのくぬぎ山」と保全活動に係る参加者の募集チラシの印刷費であります。

6、予備費は例年どおり6万円を計上しております。

以上、収入額80万円、支出額80万円となっております。ご審議のほどよろしくお願

#### 中島会長

ただ今の説明についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、平成29年度事業計画及び予算について承認される方は挙手をお願い致します。

(賛成者挙手)

#### 中島会長

ありがとうございます。では、承認されましたので、このとおりと致します。

最後、その他でございます。特にこちら議題の方はありませんが、先ほど公開質問状について配布があったので、そちらの方、説明ありますでしょうか。

岩田委員、お願いします。

#### 事務局（狭山市）

まず、お配りさせていただいて。

#### 中島会長

配っていただいて。

(資料配布)

#### 足立副会長

じゃ、その間にいいですか、ちょっと1つ。すみません。

#### 中島会長

はい。

#### 足立副会長

保全活動のとき、くぬぎ山の中を歩いてみたいという意見が出ていまして、それもスケジュールに入れてよろしいでしょうかということです。

#### 中島会長

どういうことでしょう。

#### 足立副会長

作業だけではなくて、くぬぎ山の中を歩いて、どれぐらいいい緑が残っているのか、悪いものになっているのかというのを、中を見ないと分からないという意見が出てきているので、それを追加できるかどうか、よろしくをお願いします。

#### 中島会長

それはいつですか。

#### 足立副会長

保全活動の日です。

#### 中島会長

保全管理活動の日に、ただ単に作業するだけじゃなくて、見学をするということについては、特にご異議はございませんね。

では、そういう時間をとるということで、よろしくお願ひ致します。

#### 横山副会長

もう1点いいですか。

#### 中島会長

はい。

#### 横山副会長

保全活動の参加者募集チラシが5万枚と聞いています。これを配る期間みたいなものが、1月だと至急だと思うのですが、どの辺を予定していらっしゃるのか教えていただきたいです。

#### 中島会長

県の方はどうでしょう。いつごろ完成するかということ。

## 事務局（埼玉県：間仁田）

本日予算が承認されましたので、月曜日にチラシの方の印刷の発注をさせていただきまして、金曜日の日には納品される予定となっております。

## 足立副会長

年明けですね。

## 横山副会長

終業式だもんね。

## 中島会長

学校関係に配布するということになりますので、終業式はこの辺は来週で終わってしまいますので、仕上がってもちょっと配布ができないということになりますから、年明けすぐということになると思います。その辺ご了解ください。

では、岩田委員さんお願いします。

## 岩田委員

資料、勅使河原元会長からの公開質問状が行っていると思いますが、勅使河原さんと私、何回か今日の前に会いまして、今日ちょっと体調不良で来れないそうですので、ぜひ皆さんによろしくということで、この公開質問状は、先ほど県の課長の方からも話がありましたが、知事の方にきちんとお届けして、趣旨を伝えていただいているということです。

先ほど議題の中でも出ましたが、とにかくここでもう 1 回この協議会をきちんと原点に立ち返って、自然再生事業をやり遂げるという趣旨に立つという意味で、今回、勅使河原元会長が出された質問状は大事な問題を幾つも提言していると思いますので、ぜひ皆さんにご承知おきいただければと思います。

細かい内容を読んでいると時間がかかってしまうので、趣旨だけを述べて今回の私からの発言にしたいと思います。

先ほども言いましたが、3 ページ目にこの質問状で書いてありますが、神奈川県は特別緑地保全地区 672.9 ヘクタール、さらに、今まさに私の住んでいる鎌倉でも拡張ということでどんどん広がっています。

その神奈川県に比べて、埼玉県がなぜきちんとこれが広がっていかないのか。知事にとってこれは非常に大事な施策ですし、知事にとって、言葉はあれですけれども、一番売り物になる施策だと思しますので、どんどん保全政策を進めていただきたいと思います。

それで、先ほど出たところではありますが、5 ページ目で勅使河原元会長が言っているのは、先ほどイベントの中で現地を見るという話がありましたが、ぜひ私も見たいと思います。中に入ることは私有地でできなくても、赤道とか公道から見ることはできます。どんどん

改変されてしまっていると、特に狭山市の中で。それを憂えるもので、これは一刻も早く保全措置を講じなければ、どんどん改変が進んでしまうと。その危機的な状況を私たち共有して、取り組みをきちんと一刻も早くやるべきだということを勅使河原委員が述べています。そのとおりだと思います。

それで、6 ページ目で、先ほど出た問題ですが、閣議決定された、協議会できちんと協議をしてやっていくということにもかかわらず、先ほど県の課長の方からおわびが出ましたけれども、おわびで済む問題ではなくて、これは協議をしてやっていくということですから。しかも、今回の環境調査は、事前調査ではなくて実施期間中のモニタリングとしての位置付けになると思うので、それがこの協議会の運営委員会で示されたのが 29 年の 7 月なんですね。予算措置を急ぐという話は分かりますが、協議会と全く協議がなく環境調査が実施されて、しかもそれが示されたのは 7 月であったという事実は重いと思います。つまり閣議決定を踏まえていない、無視しているということですので、これはもう一度リセットしていただいて、きちんと協議をしてやっていくということをお願いしたいと思います。

それで、今後ですが、その中間報告等があると思いますので、それを協議会の会員全員に送っていただきたいと思います。その中で意見があれば、ぜひ協議会の場で検討していただきたいと思います。これは勅使河原元会長が一番強く強調しているところで、今回この協議をしないで調査が先行してしまったということは絶対よくないです。これはきちんとした形で知事の回答を待ちたいと思いますが、その認識が改められないのであれば、主務庁である環境省、あるいは自然再生推進法に基づいて自然再生専門家会議というのが国に設けられていますので、そこにもぜひ私たち協議会として、こういう経緯があるんだけれどもいかなものかということを知りたいと思っています。ですから、そういうことがないように、きちんともう一度原点に立ち返ってやっていただきたいと思います。

ということで、時間がありませんので、この内容は全部読みませんが、趣旨としてはこの 2 点が大きいので、ぜひ認識を新たにしていきたい。これ勅使河原委員の強い要望ですので、私の方から代わりに伝えさせていただきました。

## 中島会長

ありがとうございます。これは個人が知事に対して出した質問状ですので、ここで県が回答するという性質のものではありませんので、特に県の方に何かこちらからご意見を求めるということではないですが、よく読んでいただいて、この後県知事の方から回答があるかと思っていますので、皆さんそこにぜひ注目していただきたいなと思います。

毎回、私ここで言いますが、ここに集まっている皆さんは、決して対決している人たちではなく、同じ自然再生に向けて心を 1 つにして、方向としては同じ方向を向いている者が集まっているという会ですので、それぞれうまくいかないところとか、ミス等もあるかと思いますが、そこをお互いに補い合って、とにかく前に進んでいくことが大事なと私個人としては思っています。

余談ですが、つい先日、私、カンボジアの方にリフレッシュ休暇で行ってきました。月給 2 万 5,000 円ぐらいで働いている人たちで、辺り一面自然がいっぱいだというふうに私からは見えるのですが、実は森林が伐採されて自然再生を行っているんだという話を聞きました。

この自然がいっぱいあるジャングルばかりのところでも、自然に対する意識というのはとても高く、そのために、お金の問題ではなくて、手弁当でその住民たちが活動しているというのを見て、感動すら覚えました。靴も履いていない、はだしの子どもたちが木を一生懸命植えているというところを実際に目の当たりにして、どこの国でも緑の大切さというのは強く認識されているんだなと思いました。

われわれこれだけ進んだ文化を持っていますので、おそらく知恵も私たちたくさん持っているのではないかと思います。その知恵をぜひ出し合って、いい方向に進んでいければと思います。

#### 足立副会長

いいですか。すみません。くぬぎ山自然再生事業がスタートしたときに、私、上田さんとくぬぎ山で会いました。上田さんは熱意を持っていたはずなのに、今こういうふうにガラガラしてしまうというのは、嘆いていても仕方ないので知事に会いたいです。勅使河原さんのこの公開質問状にも知事にと書いていますので、どうぞ課長さん、頑張って知事に会えるようにお力添えをください。よろしくお願い致します。

#### 中島会長

なかなか私も挟まれて、強い女性に挟まれて厳しいですが、大変ですね。それしかないですけれども、この保全管理活動今年は 1 回ということになります、ぜひ委員の皆さん、地域の方々を誘って、ちょっとでもたくさん参加していただければいいのかなと思います。行政の皆さんも、財政状況厳しい中だとは思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

#### 足立副会長

所沢にお礼言いたいです。

#### 中島会長

そうですね。所沢さん、どうもありがとうございます。今後ともよろしくお願ひ致します。

それでは、本日予定していた議事が全て終了致しました。若干時間が 5 分ほど過ぎてしまいました。大変申し訳ありませんでした。事務局の方にお返しします。

**司会（狭山市：北田）**

どうもありがとうございました。以上をもちまして、第34回くぬぎ山地区自然再生協議会を閉会致します。

名札は受付にお返してください。会場の方はこのままで結構でございます。長時間にわたりありがとうございました。